

# 討議資料

---

反撃を組織

＝中教審－支管法攻撃

を粉碎するために＝

---

同学生中央執行委員会

我が国の教育の歴史

第一章 総論

(一)戦後世界情勢の基本的動向 (二)日本帝國主義の教育とその因由の編成 (三)資本主義社会における教育の大成 (四)今日の日本マルクス主義の教育に対する弊害とその現状 (五)出陣の變遷とこれによる教育の攻撃 (六)攻撃の因の歴史 (七)文藝法攻撃の分析 (八)

第二章 学生運動に対する政府の対応

第三章 管理職の地位強化の由と教育の攻撃の相違

(一)文部省権限の拡大と出陣機関の新設 (二)出陣管理機関の確立強化 (三)教育任期制を許す (四)学費値上げを許す (五)管理 地位強化とこれによる闘い 先行的に行われべき案への攻撃と模範年

第四章 ものびー帝國主義への攻撃的批判を形成し、差別行断の省一研体制を打破する

(一)序 (二)研究一教育体制の帝國主義への根拠 (三)我々の攻撃について (四)差別行断の教育一研究体制を打破する現存困難 (五)帝國主義への攻撃的批判を形成する

資料 編

- 資料1 教育公務員特例法
- 2 国立大学運営法(六二五)
- 3 福利社会のための高等教育制度(経済同文会)
- 4 大学運営臨時指書法
- 5 出陣最要指書
- 6・7・8 新聞記事三編
- 9 東京大学一

教育自治規律に関する報告

# 我々の闘いのスローガン

- 日本帝国主義の海外進出の中心とする革命の前進の前に、後退を余儀なくされながらも、延命のために、アメリカ帝国主義を盟主とした世界的な反革命体制、すなわち、経済的には、ドルを基軸にしたIMPERIAL体制、軍事的には、NATO、CENTO、SEATO、日米安保を軸とした反革命同盟を形成した。そして、新植民地主義のもとに、強大な経済力と軍事力を用いて、より一層、侵略を深化・拡大していった。
- 一九六〇年、アメリカは、ベトナムでの侵略戦争を開始した。しかし、ベトナム人民の頑強な抗米戦争のために、アメリカは、まったくドロ沼にはまりこんでしまった。このためアメリカ国内では、ドル危機が進行し、インフレと不況が同時に並行して続く、いわゆるスタグフレーションが現われ、実に、ベトナム反戦闘争や黒人解放運動のアメリカ史上空前の高揚の中で、アメリカ帝国主義のベトナム戦争は、諸矛盾の集約点となっていた。
- 追いつめられたアメリカ帝国主義は、七一年からの世界の通貨体制の再編成などによって、この矛盾を、他の帝国主義国、とりわけ日本と西独とに肩がわりさせ、ベトナムでは、ニクソン・ドクトリンによる戦争の「ベトナム化」を図ろうとしているが、ベトナム人民の更に強固な闘いによって革命は前進し、アメリカ帝国主義の陰謀はことごとく破産し、肩がわりを要求されている日本帝国主義は根底からゆさぶられはじめている。
- (二) 日本帝国主義の動向とその国内再編成
  - 戦後、朝鮮戦争(一九五〇―五三)による特需などによって、日本資本主義は復興し、六〇年、日米安保の改定の強行とともに、池田内閣が登場し、高度経済成長政策が打ち出された。これを支えたのは、基幹産業を中心とする設備投資と技術革新であった。
  - 一九六五年、日本政府は、日「韓」両国人民の反対を押し切って、

## 第一章 総論

### (一) 戦後の世界情勢の基本的動向

第二次世界大戦以降、世界の帝国主義は、後進国を中心とする革命の前進の前に、後退を余儀なくされながらも、延命のために、アメリカ帝国主義を盟主とした世界的な反革命体制、すなわち、経済的には、ドルを基軸にしたIMPERIAL体制、軍事的には、NATO、CENTO、SEATO、日米安保を軸とした反革命同盟を形成した。そして、新植民地主義のもとに、強大な経済力と軍事力を用いて、より一層、侵略を深化・拡大していった。

一九六〇年、アメリカは、ベトナムでの侵略戦争を開始した。しかし、ベトナム人民の頑強な抗米戦争のために、アメリカは、まったくドロ沼にはまりこんでしまった。このためアメリカ国内では、ドル危機が進行し、インフレと不況が同時に並行して続く、いわゆるスタグフレーションが現われ、実に、ベトナム反戦闘争や黒人解放運動のアメリカ史上空前の高揚の中で、アメリカ帝国主義のベトナム戦争は、諸矛盾の集約点となっていた。

追いつめられたアメリカ帝国主義は、七一年からの世界の通貨体制の再編成などによって、この矛盾を、他の帝国主義国、とりわけ日本と西独とに肩がわりさせ、ベトナムでは、ニクソン・ドクトリンによる戦争の「ベトナム化」を図ろうとしているが、ベトナム人民の更に強固な闘いによって革命は前進し、アメリカ帝国主義の陰謀はことごとく破産し、肩がわりを要求されている日本帝国主義は根底からゆさぶられはじめている。

日「韓」条約を締結し、このころから顕著になった国内の過剰資本の海外投資の糸口を開いた。以後、日本資本主義は、商品輸出のみならず、海外への資本進出も開始した。七〇年にはついに、アメリカを追い落として韓国経済を牛耳った。今年のタイにおける日本商品・イコット運動・反日運動にみられるように、日本帝国主義は、今や、東南アジアを荒し回っているのである。

海外への資本進出を軸とする経済進出のために、日本のブルジョアジーと政府は、七〇年安保を自動延長し、七二年沖繩を返還し、四次防によって自衛隊を増強し、沖縄人民の強力な反対運動にもかかわらず、自衛隊を沖縄に派兵し、自衛隊の「韓」一國、東南アジアへの派兵、海外侵略を準備している。そして同時に、日本帝国主義のアジア侵略へのこの過程は、それに見合った形での治安体制、入管体制の強化から、産業構造の再編成に至るまで、国内社会のあらゆるレベルでの再編成を必要としたのである。

### (三) 資本主義社会における教育と大学

日本帝国主義の国内社会の再編成の一環としての、大学の再編成の攻撃について分析しなければならないが、その前提として、十九世紀産業資本主義における教育ならびに大学の持っていた役割と、今日のそれとのちがいを明確にしておくことが必要である。

一九世紀産業資本主義においては、普通教育は、労働力商品の再生産過程における、生殖や育児と並んだ一過程にすぎなかった。一方大学の方は、この過程からは独立して、ごく少数の知的エリートのみによって構成され、学問研究のみ、すなわちイデオロギーと科学技術の生産にのみたずさわっていたために、生産諸関係とその政治的・上部構造から、かなり相対的独立性を保つことができた。

しかし、急速な技術革新が、資本主義を支え、同世代中約二五%が大学教育を受ける今日、すでに大学は、資本主義の今日的な生産諸関係に結びついた教育体系の一環になっており、その機能は、(1)労働力商品(有能かつ多様な労働力商品)の再生産、(2)イデオロギー生産とそれによる統合、(3)科学・技術の生産である。

(四)今日の日本ブルジョアジーの大学に対する要請と大学の現状したがって、資本家側からの教育、とりわけ大学に対する要請は次のようなものである。

(1)六〇年代前半からの産業構造の変化に相応したいわゆる「賃金の上昇」「若年労働力不足」を資本家として解決するために、一つには、安い労働力を海外に求め、一方、国内にあっては労働力商品の質的向上「今後に予想される技術革新の進展、労働需給の変化等」に対応し、わが国経済を健全に発展させるためにとるべき人的能力政策」(六二年経済審議会への諮問)を教育に要求した。

(2)戦後一貫して、イデオロギー統合がなされていないのを、普通教育で国民統合を行ない、あわせて専門教育では資本制分業体制における「労働力を管理する労働者」のイデオロギーを注入することが、ブルジョアジーによって要請された。

(3)六〇年ころを境に、日本資本主義は「海外からの技術導入」型から、日本独自の技術開発が主導する型に転換し、ブルジョアジーにとって、科学技術の発展は必須のものとなった。

以上のようなブルジョアジーの要求に比べて、六〇年以降の大学の発展は必ずしも、それを満たすものではない。

第一に、大学は一般に増加、拡大したけれども、その中で私立大学が増大し、私大は財源確保のために文科系を中心に学生をふやしたが、結果として、それは、ブルジョアジーの要求する有能かつ多様な労働力商品を生み出しはしなかった。

第二に、国立大学を中心に、技術革新に対し、学科の新設・拡充などが行なわれはしたが、それが分業の発展に直対応して、計画的系統性なしに行なわれる傾向にあり、このような分散した形で大学の肥大化は、研究の非効率・管理運営の停滞をもたらした。

(五)中教審を軸とした大学への攻撃

したがって、今日のブルジョアジーの教育並びに大学に対する攻撃の環は、次のようなものである。

(1)日本のブルジョアジーが必要としている同世代中三〜五%のハ

イタレント、各専門分野での中堅技術者、そして単純労働従事者を無駄なくかつ正確につくり出すために、中等教育を中心とする教育の多様化とそれに伴う各段階での選別及び制度を軸に、六・三・三・四制をあらため、大学設置形態の一律「法人化」構想も含めた初等・中等・高等教育の一貫した多様化・複線型教育秩序を作る。

(2)六〇年安保斗争や六九年全共闘運動をはじめ、大学ならびに他の教育機関が、物理的にも、イデオロギー上も、反撃の拠点になってきたのに対して制限を加え、弾圧を行ない、国民統合を行なう。

(3)産学協同、軍学協同を更に推し進め、教官任期制などを導入して、大学での研究の効率化・合理化を行なう。

政府とブルジョアジーの攻撃は内容的には中教審を中心になされてきた。五二年「文部大臣の諮問」に依りて、教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する「機関として中央教育審議会(中教審)」が設置され、以後今日に及ぶまで二十三回に及ぶ答申を行ってきた。事実、中教審の委員のほとんどは、大学・学校管理者と国立研究所と「財界人」で占められてきた。実に六二年には、池田政府は国立大学運営法(大管法)の制定を企んだが、反対運動のため実現しなかった。そして、六九年に全共闘運動に対する弾圧のための大学臨時措置法(時限立法)を強行制定し、七四年の期限切れをテコに新たな大管法制定を策し、今日すでに、その準備が、財界・中教審文部省・筑波大学・東大・京大などを中心に、実験的なものもふくめて具体的に準備されている。

(六)反撃の闘いの歴史

六二年の大管法攻撃に対しては、教官層をも含めて、全国の学園で圧倒的な反対斗争が巻き起こり、とりわけ、京大では、斗う同学会を先頭に全学閉鎖・全学の全構成員一万人投票が準備されていく中で、(民青は総長の桐嶋に屈して動揺し、同学会の全学閉鎖方針に反対)、池田内閣は、大管法をとり下げざるをえなかった。

しかし、国立大学協会は、政府の圧力に屈し、大管法の見送りと

引きかえに、いわゆる国立協自主規制路線を打ち出し、自らの首に縄をつけ、同時に、大学教育の帝国主義的再編を受け入れていった。京大では、六七年、現役自衛官が工学部に入学したが、全学の学生の闘いによって、自衛官入学拒否を打ち取り、軍学協同路線を粉砕してきた。一方、建物の新設・統廃合を骨子とする京大長期二〇カ年長期整備計画を推し進めようとした。これは単なる建物の建て直しではなく、中央管理システムや学部の統廃合まで含めた、管理強化であり、六九年一月我々は、寮の自主管理斗争の発展の中で、三項目要求を当局につぎつけることによって、長期整備計画の本質を暴露し、これを契機に、京大の全共闘運動が開始され、全学的に京都「帝国主義」大学の本質が暴露していった。

この闘いを受けつぎ、七一年三月には、長期整備計画の一環である京大病院の新棟棟移転(看護婦の労働強化などを含む合理化)実力阻止斗争を闘い、七二年一月から、学費値上げ阻止無期限ストライキが闘いとられた。またこの中で、権力のデッチ上げ指名手配に呼応した経済学部の竹本助手に対する賃金保留処分の白紙撤回を打ちとった。そして七二年には、臨時職員に対する法外な労働の押しつけによってのみ支えられている大学の研究体制の臨時体制粉砕の闘い、理科系各学部での毒物タレ流し糾弾の闘い、教育実習生に対する差別指導文書配布を糾弾する闘いなど、大学のかかえている矛盾の本質を突く、闘いの火の手がまき起こっている。

(七)大管法攻撃を粉砕しよう

七四年の大学臨時措置法の期限切れをテコにした大管法攻撃は、帝国主義に対する闘いの一つの基盤を形成している大学の一層の抑圧を策した反動的な攻撃であり、同時に、労働力商品の再生産においても、イデオロギーの生産においても、また科学技術の生産においても、日本ブルジョアジーの要請に一層適合したものに、大学を再編成する要としての、大学の管理運営体制の強化の攻撃である。大管法攻撃は、法案が表面化する以前に多くの事務的・政治的準備と実質化が行なわれるのであるが、この準備と実質化は京大の竹本

助手処分や東大の教官任期制導入などにみられるように、すでにばじまっている。斗わずして法案の提出を待つことは、大管法攻撃を承認することに他ならない。我々は政府文部省の攻撃を先行的に粉砕していかねばならない。

そして、慶応、明治、中央などの学費斗争を先頭に、私大学費値上げ阻止から大管法攻撃粉砕に進撃せんとしている全国の学生の闘いと団結し、この大学総体にかげられた攻撃を粉砕しよう。

更にまた、全国各地で闘っている人民の闘いに学ぶなから、差別文書配布、毒物タレ流し、臨職体制などを暴露し追及し、大学の本質的な矛盾にきびしく迫ろう。そして中教審の狙う大学教育並びに研究の内実を暴露し粉砕しよう。

それとともに、この中から「帝国主義」大学と、帝国主義大学総体に対する批判を形成しよう。

## 第二章

### 学生運動に対する治安弾圧を打破せよ

現在、帝国主義田中政府は、その平和的ポーズも捨て侵略・反動・抑圧政策を露骨に開始している。そしてそれに対して闘う人民には、あらゆるかたちでの弾圧をかけてきているのだ。商業マスコミを総動員しての「過激派キャンペーン」、また異常な人格者、精神病者などを意識的に作り出し、保安処分攻撃を実質化せんとし、そしてアパート・ローラー作戦等現行法をも逸脱するかたちで、国民末端までの差別・分断支配を貫徹せんとしているのである。

この攻撃は、六〇年安保斗争、六五年日韓斗争等、日本階級斗争の最先頭の中に位置して闘い抜いてきた学生戦線に対して、さまざまな治安弾圧攻撃としてかけられてきている。

五七年後半からの所謂「ナベ底景気」を強ピッチな国内再編によって乗り切った資本は、同時に六〇年安保斗争の圧倒的な高揚に恐怖し、その中心となって闘った学生運動への弾圧、そして大学の管理運営の強化を要請したのである。それを受けて当時の池田首相は、



六二年五月二五日、参議員選第一声にて「大学教育以下教育が革命の手段に使われていないだろうか。荒木文相に対して大学の管理運営制度の再検討を命じている。」と発言し、はっきりと治安体制を強化し独占資本の要請に見合った大学再編の意志表示をおこなったのである。そして同年十二月に国立大学運営法案、国立大学運営法の施行に伴う教育公務員特例法の一部を改正する法案の作成を行なったが、全国的な反対斗争の結果、この法案の国会提出は見送りとされた。

六〇年代後半の日「韓」斗争、そしてベトナム反戦斗争を最先頭で斗った学生運動が、その成果を踏まえ六九年全共斗運動によって下からの大学解体と帝大解体を開始したとき、それに恐怖したブルジョアジーは、六九年四月三〇日の中教審答申「当面する大学教育に対応するための方策について」及びその答申を土台とした「大学の運営に関する臨時措置法（資料4参照）」による全共斗運動に絞った攻撃を開始していった。

前者の第一章の四「この答申の課題」において問題点として、1大学の組織の複雑化と巨大化に対して管理運営の機能改善が遅れている。2学生の地位と役割について大学側の検討がこれまで不十分であったため、学生自治会や学生の政治活動に対する指導方針が確立されていない。3収拾困難に陥った場合にも大学や政府の責任においてとるべき措置について明確な方針が定まっていらない。という三点を指摘し、大学の管理運営の強化と政府・文部省の大幅な介入を以て学生自治活動及び政治活動に対する弾圧を目論んだのである。第三章では、秩序違反に関する学生処分の一元化と学長に直属する処分機関の設置を提案し、第四章では、自治会活動及び政治活動の領域は大学の教育方針に反してはならない、また学生自治会が授業放棄を決議すること自体その自治会の公認条件に反するとして、自治会運動、政治活動を弾圧し、自治会そのものを形骸化してゆくといった反動的な策動がみられる。

「臨時措置法案」を六九年八月に国会において強行採決し、これ

による大学当局への圧力と第七条による「教育等の休止及び停止」の恫喝、第八条十項による学生に対する奨学金打ち切りの恫喝、また権力機動隊の導入、そしてこの権力の圧力に屈服した国大協の自主規制路線、秩序派・民青の斗争への敵対等によって大学は「正常化」されていった。

これらの法による弾圧の一方、我々が注目しなければならぬのは、文部省通達であろう。例えば、五〇年七月二五日の「集会、集団行進、及び集団示威運動に関する東京都条例の学校内における解釈適用について」という文部省通達は、大学への官憲の立入りについて「以後の慣例の根拠になったものである。また六九年四月二一日「大学内における正常な秩序の維持について」という文部省通達には、大学は秩序維持に関して警察と緊密に連絡をとり、警察の学内捜査等には積極的に協力し、大学内で教職員が犯罪があると知たら告訴告発を行なうこと等、学内スパイ体制の確立や権力の介入を容易にかつ日常的に行なえる体制の確立といった意図が露骨に表われているのである。そしてこの通達は、都立大学当局の斗争学友十数名の告訴、また京大、東北大などにおける日共・民青による斗争学友の告訴告発として実質化され、それによって学生運動への弾圧がかけられているのである。

だが、我々はその攻撃に対し、一一・一〇〇代大による「自臨執確立、一一・二九全学学生大会における同学会中執罷免そして同学会選挙の圧倒的な勝利、また全学統一教対の結成等断固として反撃し、権力と闘い帝国主義の侵略・反動・抑圧と対決する同学会の再建を克ちとったのである。

そうした一方、教育に対する帝国主義的再編の攻撃は資本の要請としてさまざまなかたちで進行しつつあるが、それは七二年一月十日稲葉文相の「大学の新しい管理運営体制が必要であり、筑波新大学の設置にその主旨をもちこみ、その効果をみたらうえて恒久的な大学の管理運営法案を提出したい（資料7参照）」との発言、また一一月二五日の、教官任期制・教育公務員特例法改正による教官の

思想弾圧、そして学生運動に対する露骨な弾圧姿勢、入試に思想チェックをもち込む必要があるといった発言（資料8参照）に表われている。

これらの発言にもある通り、大学の、教育の帝国主義的再編は資本にとって必須のものであり、その前提としての学生運動の弾圧はブルジョワジーにとって重要な課題なのである。以上のような観点から我々は、中教審答申の実質化、新大管法制定策動等により、日本の階級斗争に大きな位置を占めてきた学生運動に対する弾圧、そしてそれを媒介しつつ大学、教育総体の資本の要請に見合ったかたちでの再編を強権的に成し切らんとする政府・ブルジョワジーの策動を断固として打ち破らねばならない。

### 第三章 管理強化と抑圧強化の 中教審・大管法攻撃を粉砕せよ！

中教審・大管法攻撃は管理強化、抑圧強化を図っている。総論で述べられているように、「高度成長」下で日本資本主義が大学・教育に対して産業の構造的転換を支える科学技術とそれに見合った多様な有能な労働者を求めていたにもかかわらず、各大学はむしろ巨大化、複雑化し、管理運営機関は分散化し溶解し始めており、また国家全体の教育政策も確立されていなかった。このことが中教審・大管法攻撃がかけられてくる理由であるかぎり、その攻撃は資本主義延命のため、生産の拡大と国際的競争力の強化をめざして、教育計画の策定とその実行のための強力かつ合理的な体制を作り上げようというものであり、それは学生、教職員への抑圧をもたらすものであることは明らかであろう。この攻撃は様々な形で進行し、また大管法に文章上、形式上もられることのみにとどまらず、大管法・中教審総体の攻撃としてとらえねばならない。

- (1) 中教審・大管法の攻撃は教育・大学を徹底して資本・国家の

支配の下に組み入れることである。それは一つには文部省権限の拡大、強固な中央機関の確立として「大学の自治」を圧殺する中央集権化としてあらわれる。

(2) 六九年の大学運営臨時措置法以前においては「あるいは現在も「紛争校」以外においては「文部大臣は学長、教員、部局長らの任免等の人事に関して、学内機関（評議会等）の選考とそれの学長による申し出に基づいて、任命・人事権を形式的に保持しているにすぎない。また文部省は大学に対して行政上、運営上の監督を行わないことになっており、中央機関も存在しない。しかしながら現実には文部大臣は人事に関して選考過程での「学生参加」を問題とし、違法と称して任命を拒否したり、九大では井上正治教授が発言を理由に学長事務取扱の任命を拒否されたりしている。さらに文部省は予算配分と設備計画を通して大学に対する介入を一定程度なしており、経理部を中心に文部官僚を送り込んで学内に出入機関をすてに確保しているといえる。

(3) しかし、現在すでに、大学運営臨時措置法によって「紛争校」においては「紛争収拾と運営改善」の名目の下に文部大臣の権限の拡大と中央機関の確立がなされている。すなわち、文部大臣は「紛争」の状況及びその対策の報告を求めることができ、また、「紛争収拾」「運営改善」の措置を勧告し強制（大学は実施に努めなければならぬ）することができ、更には閉校、廃校の措置（大学に対する極めて大きな恫喝である）を可能にした。あるいはまた、学長と文部大臣の協議を義務づけている（この法ができる以前においては東大斗争の際加藤と坂田は、緊密に協議を重ねた）また、この法は中央機関として「臨時大学問題審議会」を作り、文部大臣のとりうる措置に対する事前審議と、「紛争収拾」のあっせん等を権限として与えている。（以上資料4参照）

(4) 現在かけられてきている中教審・大管法の攻撃は、基本的には六九年大学運営臨時措置法における制限（五年の時限法であること、）「紛争大学における紛争収拾と運営改善」を目的としているこ

と)を取り払い恒久化と一般化を図るものである。すなわち文部大臣の権限は大学の運営一般に関する報告要求、勸告、協議にまで拡大され、中央機関とともに大学の設置、廃止等の権限も握ることになるであろう。中央機関については、中教審答申では教育基本計画と実施計画、大学の設置、廃止、改組等を文部大臣に対して審議答申するものが考えられており、経済同友会は教育全般に関して(学校教育に限られない)計画を策定する首相直属の「国家教育計画会議」構想を出している。(資料3、中教審答申以前に出されていることに注意)更には六二年中教審答申で問題となつたように文部大臣―中央機関が大学申請の人事に対する拒否権を持つ恐れがある。

(5) 以上のような攻撃は、人事権と予算権を媒介とした文部大臣の大学への介入の強化、法制化と、教育長期計画を策定し文部大臣の権限を補佐し諮問する中央機関の確立でもって、教育―大学を国家の支配の下に統制するためのものである。我々は歴史的にかちとられてきた教育―大学の国家からの相対的自立の優位性とその現段階をはっきりと見極め、この攻撃を粉砕しなければならぬ。

(2) 学内管理機関の確立強化

(1) 政府文部省とその下における中央機関による全体的な中央集権化とともに、またそれを保証するものとして各大学における中央集権化―学部自治の縮小、中央管理機関の強化が図られている。現在、各大学においては、60年以後の急速な拡大、巨大化と学部学科の細分化により全体としての統合力が弱くなりつつある。このことを日帝―政府文部省は憂えている。とりわけて68・69年の大学斗争で教官―大学機構が旧態依然たることを見、大学に執行能力―紛争解決能力がないことを改めて知らされた日帝はその危機感を露はにしている。いわく、「学長、評議会、部長、教授会のそれぞれ権限が不明確。学部権限が強く全学的な意志決定と運営ができていない。教育の運営能力が疑わしい。いたずらに公権力を排除する。社会、国民の要請に応えていない」等々と。

(2) これを突破せんとする画策は大学運営臨時措置法に先行的に

へと転化せしめなければならぬ。それを更に政府文部省との対決と結びつけ、断乎としてこの管理強化と対決し、これを粉砕しよう(3) 教官任期制導入を許すな

教官人事については、現在の法体系において「学問の自由」の法的保障、「大学の自治」の観点から、教育公務員特例法(資料1参照)によって、大学教育の専断は保障され、人事権は大学にある。政府は今、これに3、5年毎の学外者も含めたチェックを導入し、教官の任期制を敷くことを企んでいる。

すでに述べてきたところのブルジョアジーのための科学技術等の研究の能率化、合理化の制度的保証が、教官任期制における競争原理の導入である。ブルジョアジーの目論みは、すでにアメリカの産軍学協同体制下の大学にみられるように、「教官人事の終身雇用制を廃して契約制とする」(経済同友会、資料3参照)ことである。この線にそって、中教審は、教官人事について、「身分保障に安住して不適格者の温存に流れやすい」から「適格者を常に大学に確保するため、教員については任期制度または、再審査制度を設けることを検討する必要がある」と答申している。

一方大学においては、すでに我々が全共斗運動によって鋭く暴露した講座制の矛盾がだれもおし隠すことができないものになり、京大では数学、物理、原子核工学などの分野では、実質的に講座制が解体されている。ブルジョアジーは、この、大学における旧来の研究体制崩壊状況につけこみ、その矛盾を解決するのではなく、競争原理を研究室に持ち込むことによって、更に矛盾を拡大しようとしているのである。ところがこのブルジョアジーの攻撃に屈服し、「自己規律」路線を打ちだし、自ら競争原理の導入を計り、教官の業績の定期報告を、研究、教育、管理運営、学外活動の4点にわたる義務づけ、更に教官任期制を設定しようというのが加藤近代化路線の産物―東大改革案(資料9参照)である。そして京大においても大学問題検討委員会の報告の中で、教官任期制について検討を加えている。

みられる。この法によれば、学長は教職員の意志の統合を図り、紛争收拾の方針及び措置を決定し、それを推進しなければならぬ。また非常大権として教授会、評議会の権限の一部を自ら担い、更に自主休校の権限まで与えられている。また特例の機関として副学長等の学長補佐機関、審議機関、管理執行機関を設けることができるとし、そこへの学外者の参加を認めている。(資料4参照)

(3) これが中教審答申においては、「紛争」解決の問題として限定されることなく、大学の管理運営一般の問題として提示されてくる。すなわち中枢的管理機関を学長を中心とした副学長らをもって構成し、それによって全学的な指導性を確立すること。学長、学部長等の執行機関と、教授会、評議会等の審議機関の役割分担の徹底と、意志決定から執行に至る過程の合理化。執行機関の自由裁量と専決の拡大。執行機能を教務、財務、人事、企画、広報、学生指導等に分割して副学長らを中心に担当者置き、財務、人事、監査機関等には、学外者を加えることが主張されている。

(4) 学外者参加の持つ意味を考へるならば、それは基本的に文部省あるいは、資本家の手先であり、その役割は、今まで個別の企業と学問あるいは研究室との関係として形成されてきた個々ばらばらの資本と研究との結びつき―産学協同を、総資本と大学―教育総体の関係まで押しあげることである。この下にあつては、管理運営と教育、研究はそれぞれに分離され、強固な管理執行機関を通して資本―国家の意志は貫徹され、逆に我々学生、そして教職員は個々に分断され、末端の任務遂行者に陥し込められるのである。このことに関して長期的には、国公立の区別をなくし、全大学を法人化し現在、私大が持っているところの極端に集積された矛盾を解消するとともに、理事制を導入し、管理体制一元化と、教育投資を国家予算、民間投資を含めて一括して資本の意志の下に統制、計画することが考えられている。筑波大学がそのモデルと考えられている。

(5) 我々は分断をはねのけ、団結を強め、拡大し、現在の大学の管理執行体制の脆弱性を逆に我々の意志―要求の貫徹の有利な条件

この教官任期制と定期審査制度は勿論のこと、稲葉発言(資料8参照)にも明らかのように弾圧を目的とした大学教官の思想チェックでもある。とりわけ京大においては経済学部の竹本助手への処分を思想チェック制度の全国の先例にしようとしている(資料7参照)。竹本助手(筆名滝田修)は、昨年1月、警察が彼をデッチ上げの別件容疑で指名手配したために以来大学に來ることができない。これに対し経済学部当局は、警察の明らかな不当性を棚に上げて彼の思想そのものを「犯罪」とする権力のデタラメな論理を追認して、昨年二月の賃金保留処分(学生、教官の闘いの前に白紙撤回)に続いて十月賃金カット処分を発表し、自ずから反動的な教官任期制の水先案内人になろうとしている。

この思想チェック、競争原理によるブルジョアジーのための研究合理化、更に学外者を含む、人事機関の分離と人事管理の飛躍的強化を導く大学教官任期制を決して許してはならない。

(4) 学費値上げを許すな

七二年春、国立大学の授業料が従来の年一万二千円から一挙に三倍の三万六千円に値上げされ、それと並行して公立大学の大部分ならびに私立大学の多くが学費値上げを強行した。更に七三年度もまた多数の私立大学が学費の値上げを画策している。まさに七二年度国立大学の学費値上げは全国的な国公立大学として多くの高校の学費値上げの先端を切ったのであり、更には国鉄運賃・郵便料金等公共料金の全般的値上げも同時に進行していることを見るならば、この学費値上げは決して国立大学の問題として限られるものではなく、教育全体、社会全体の動向を背景としてもつことは明らかである。それとともに学費値上げ攻撃は中教審路線の一環であることもまた明らかである。

中教審答申は学費に関して次の様に主張している。「受益者負担の実際額は、教育政策の立場から、その経費の調達が大部分の国民にとつていぢるしく困難でなく、個人経済的には有利な投資とみなしうる限度内で適当な金額とすべきである」と。この主張は極

めて危険な本質をもっている。即ち「大部分の国民」にとって困難でない限り、有利と見なしうる限り学費は値上げされるということであり、中教審答申では五五年度で国立二十数万、私立四十数万にものぼる授業料を目安としている。また学生を受益者と、そして教育費を投資と規定すること―教育投資論は、教育の社会性を、教育が資本家の利潤追求の生命線となつてゐることを覆い隠し、学費が人民大衆からの二重収奪としてあることを巧妙に覆い隠し、逆に学生がとりわけて多大な投資を行つた「高学歴者」が高賃金を他への差別分断を前提としつつ獲得することを当然とするようにしむけるのである。このイデオロギーの下にあっては学生は現在の多額の投資を未来の賃金で取り返すために、更に多大の利益を得るために必死で相互の競争を行ない能力至上主義のとりこになる。その下では学生間に分断と競争こそあれ団結は破壊される。我々は決してイデオロギーをあたどつてはならない。とりわけてそれが物質的基盤を社会的関係を背景としてもつ限り。それは高校生の「受験地獄」をみれば、或いは学歴の相違が既に労働者の団結を阻害していることを見れば明らかである。

そしてまた学費値上げを貫く「受益者負担の原則」は、全社会的に公共部門において貫かれてゐる「原則」である。この「原則」は不可欠でありつとも赤字を続けて来た運輸―交通・通信等公共部門の、財政合理化―独立採算化を支えたイデオロギーであり、特にこの「原則」から除外されてきた（除外せざるを得なかつた）教育費においてもこの「原則」を貫徹することは当然その他の公共料金の値上げを支えるものであり、政府文部省の国立と私立との学費の格差縮小という言訳にもかかわらず、公・私立大学の学費値上げも招来することは先に述べた事実が示している。収奪と学生、労働者の分断を深め、ブルジョアイデオロギーの下に屈服を迫る学費値上げを粉砕しよう！

(5) 管理・抑圧強化と対決する闘い ― 先行的にかけられてきた寮への攻撃と寮斗争

京大における寮自主管理斗争は現在の大学当局の一切の干渉を粉砕し貫徹されている。この闘いは、政府文部省が六四年二・一八文部次官通達による寮における経費の（学校と寮生との間の分担の負担区分の攻撃）「受益者負担原則」の（学寮版）、同年八月の同通達の「〇〇大学学寮運営規則」による寮管理・寮生支配の攻撃等を受け、当時相ついで新寮建設―旧寮とり壊しをテコに、寮寮の管理強化を、即ち新寮に於ける寮宿料の三倍値上げ、水光熱費等寮生負担分の増加、舎監等の新たな配置、ステッカー張りの届け出制度、個室の使用状況の点検（即ち寮生の生活全ての監視）等を行なわんとしたのに対する反撃として一層発展していった。

つまり、日共民青の敵対をはねのけ、六五年六月、寮生大会に於いて寄宿料・水光熱費の不払いを決議し、学生部・教官個々の寮自治会・寮生個々・家庭への恫喝をはねのけ二年余にわたって不払いを続け、六七年十一月に水光熱費大学負担を勝ち取った。こうした寮生の反撃に対し大学側は、寮生との団交を拒否したり、果てには、増寮を行なわないなどと自ら署名した確約書を踏み出した。寮斗争は六九年一月十六日に寮三項目要求（無条件即時増寮・二十ヶ年長期整備計画白紙撤回・経理全面公開）を掲げて学生部封鎖を貫徹し、同年からは入寮者の自主選考を開始し、昨年、完全な入退寮権の寮生獲得を大学当局に承認させた。また炊婦（夫）さんの公務員化も、定員外職員という不十分性を持ち今後の課題としつつも六八年に既に勝ち取っており、また守衛・事務員に関しても、当初寮自治活動の防衛という観点から、六八年に職員選考権を勝ち取るとともに、職員の服務規定を寮自治会が決定することを、即ち、人事権総体を実質的に寮生が獲得することを大学当局に確認させ、更に現在のには、寮生及び寮で働く全ての人を含んだ寮斗争が展開されんとしている。

#### 第四章 むすび

帝国主義大学への実践的批判を形成し、差別分断の教育―研究体制を打破しよう！

(1) 序 前章において、大管法―中教審攻撃をその制度的側面に着目し、分折し、この攻撃の本質が、大学の更なる帝国主義への組み込み合理化の攻撃であることを暴露した。そしてそれを粉砕すべき方向性を示した。本章において、このような攻撃の本質をふまえ、いかに系統的ではないが、大学が、帝国主義に組み込まれ、腐臭をはなつてゐる現実―（教育―研究体制の矛盾）を暴露し、粉砕すべき一定の方向性を示したい。そしてこのような闘いは、既に、京大に於て、豊富に展開されている。（教育学部が配布した差別文書等を糾弾する闘い、臨時職員体制粉砕の闘い、そして毒物タレナガン糾弾の闘い）我々は、このような闘いを、差別―分断によつて苦しむ、それとの闘いに立ちあがった人民との結合を通じて深化し、更に差別―分断の教育―研究体制の本質を暴露することによつて、学園内は、帝国主義大学への実践的批判を形成しなければならぬ。そして、このことが、中教審―大管法攻撃、大学へのブルジョアジ―のあらゆる攻撃を粉砕しうる我々の主体と、隊列を形成する源泉であるだろう。

(2) 研究―教育体制の帝国主義への組み込み 総論でも展開したことく、今日の大学は、産業資本主義段階に於ける大学の持つていた在格―知的エリートの生産―とは異なり、新たに、労働力商品の生産の場としての性格、その質的向上の場としての性格を帯びてゐる。すなわち大学は、(1) 科学―技術の生産、(2) イデオロギーの生産、(3) 労働力商品の生産の場として位置づけられてゐる。そしてこのような大学はどのような労働者を生み出すものか（現に生み出しているのか）を検討する必要があるだろう。それは簡単にいえば、現在の日本の差別―分断構造―（労働者に様々な差別を持ち込むことによつて一方において、同一労働に対する差別賃金で収奪する大量の下層労働者をうみだし、一方に於てこれらの差別―分断を許容

することで相対的に身分、賃金を保障される一群の労働者を生み出す）の最上部に位置づけられた労働者を生み出すことである。

そして、そのような帝国主義の差別―分断支配は、単に帝国主義者のいとはるばかりではなく、この体制を許容する労働者の存在をも前提としてゐるのであり、ここに、大学の教育―研究体制は、差別―分断政策の矛盾が反映する客観的根拠が存在するのである。すなわち、差別―分断の教育―研究体制をつくらざるを得ないのである。そして中教審―大管法攻撃が差別―分断の教育―研究体制の整合化、合理化をねらつてゐることはいうまでもない。しかしながら帝国主義の陣営も足なみがあることはいふまでもない。しかしながら大管法―中教審という形で今の段階で攻撃をかけてこなければならぬというものは、彼らへのあせりの表現なのである。すなわち大学は、資格の変化にもかかわらず、古典的大学の衣装であつた。資本からの相対的独立性―大学の自治―を帝国主義者も一筆的にくすぶることができず、そこに、彼らの弱さがあり、その弱さは、Brが大学を把握することの困難さ、投資の無政策性にたんで示されてゐる。

また、戦後階級闘争の最前線になつて闘い抜かれてきた学生運動の存在にも規定されてゐる。我々は帝国主義者の大学への攻撃と、彼らの弱さ、そして我々の隊列を強化する中から、これらの攻撃を一個一個つぶしていかなばならぬ。

(3) 我々の反撃について

我々は前節で示した大学の帝国主義下における位置と、その矛盾を正しく把握し、具体的な諸矛盾の中に、権力の意図を見抜き、具体的な諸矛盾と闘争の中から、我々の主体と陣営を強化し、敵の攻撃を弱くし、各個撃破する必要がある。学園に於ける諸矛盾が、日本の階級諸情勢の反映であることを把握するならば、我々の運動が学園内のサイクルでとどまる限り、当局により、逆に各個撃破されるであろう。我々は、学園に於ける諸矛盾を、労働者人民への差別―

「非民主主義の支那」  
大学の政治は人民の手にあり

分断政策の反映―矛盾として把握し、人民の闘いと合流―結合することなしに、勝利することはできないであろう。敵の不統一（政府―当局）を我々の団結（学生―人民の闘いの合流）で包圍し、人民の闘いに学び、諸矛盾の持つその質を、労働者人民への攻撃としてとらえうる我々の主体が要求されている。我々は、各個別闘争を深化し、徹底的に追求し、地域で闘われていた諸闘争の質の学園への還元―結合を追求し、目的意識的に、地域の闘いと学園における闘いを結合させ、我々の包圍を形成しなければならぬ。と同時に、学園内の諸矛盾の共通の根拠を各闘争の深化を前提とし、目的意識的に追求し、差別―分断の教育―研究体制への実践的批判として我々の団結―包圍を形成しなければならぬ。地域―学園の結合を個別闘争の深化の中から形成し、同時に、各個別闘争を、帝大批判として、結合させること、この団結―包圍こそ、差別―分断の教育―研究体制を打破し、学園内に、ブルジョア的の攻撃と特長的に闘いうる主体と戦線を構築し、大管法―中教審路線を粉砕する、我々の思想と力の源泉である。

(4)以上の点をふまえ現在、人民と団結し、教育―研究体制への実践的批判として闘われている諸闘争を概括したい。  
(7)教育実習での差別文書配布を糾弾し、更に当局を追求せよ。  
6月14日2年度教育実習生オリエンテーションにおいてP教務委員会によつて配布された「実習期間中の注意事項及び希望事項」は、部落差別、民族差別、「障害者」差別文書であり決して許すことのできないものである。ここに露呈した矛盾は、この文書が17年間に亘つて平然と配布されていたことに象徴されるように、帝國主義の差別―分断政策に加担し、差別を拡大助長している教育―研究体制であり、それを許容する多くの教師労働者を生み出していつたことである。これに対し実習生連絡会議を中心とした学友は、当局を徹底的に追求し、その差別性を暴露すると共に、部落差別や一切の差別を許さない主体の形成と、戦線の形成を追求している。  
(8)臨職体制粉砕の闘い

資料編

資料1 教育公務員特例法（抜粋）

（昭和二十四・二〇・一一）

第二章 任免、分限、懲戒及び服務

第一節 大学の学長、教員及び部局長

第四条（採用及び昇任の方法）学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。

2 前項の選考は、学長については、人格が高潔で、学識がすぐれ且つ、教育行政に関し、識見を有する者について、大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基づき、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない。

第五条（転任）学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任されることはない。  
2 大学管理機関は、前項の審査を行うに当つては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。  
3 大学管理機関は、審査をうける者が前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

4 大学の管理機関は、第一項の審査を行う場合において必要があるとき認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を懲ることができる。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の審査に関し必要な事項は大学管理機関が定める。  
第六条（降任及び免職）学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教官の降任についても、また同様とする。

臨職闘争は、「研究」の名の下に、労働者を低劣な労働条件で酷使してきた当局―研究者のその矛盾を大きく暴露した闘いである。このような、教育―研究体制が、労働者の収奪の上に成り立ち、しかも、それを「研究」の名のもとに合理化し許容してきた、研究者―学生の差別性が闘われているのである。これは、現在、多くの企業が、本工―臨時工。社外上の差別―分断の政策を行なっていることと共通の質をもつものであり、臨時闘争がS。I病院等で闘われているなか、矛盾が不当解雇として露呈した土木に於て解雇処分撤回闘争、そしてその矛盾に対する追及、また教授。助教。講師の学外逃亡に闘つて3回生のストライキとして闘われている。

(9)毒物タレナガン糾弾の闘い  
七月に工学部排水路より大量の毒物タレナガンが漏発されて以来、九月農学部、理学部、十二月京大病院で毒物タレナガンが漏発されている。これに対し、毒物タレナガンを糾弾する会を中心とした学友により、各学部、そして総長への追求が行なわれている。そしてここに露呈した矛盾は、総長みずから認めたように、「タレナガンを平気で行く学生を養成する教育を行なつてきた」教育―研究体制の矛盾であり、これは、下流地域住民に直接敵対し、全国の反「公」害闘争に敵対するものである。現在、下流住民を中心とした住民と学生との共闘で、更に追求が続けられている。

(5)全学で差別―分断の教育―研究体制粉砕の闘いを組織し、帝國主義大学への批判を形成しよう。

以上のべてきた、教育―研究体制の帝國主義への組み込みと、それに必然的に伴う諸矛盾の激化に対し、具体的に各闘争を深化させる中から、人民との結合を、そして各戦線との結合を目的意識的に追求し、人民学生の団結した力で反撃の陣型を形成しよう。そしてその力で、中教審―大管法と貫かれる帝國主義者の大学に対する攻撃―教官への任期制攻撃、教育―研究体制の更なる帝國主義への組み込み、学生への分断管理支配の強化―を断乎として粉砕しよう。

2 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

第七条（休職の期間）学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、大学管理機関が定める。

第八条（任期及び停年）学長及び部局長の任期については、大学管理機関が定める。

2 教員の停年については、大学管理機関が定める。

第九条（懲戒）学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ懲戒処分を受けることはない。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行わなければならない。

第十条（任命権者）大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基いて、任命権者が行う。

第十二条（勤務成績の評定）学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、大学管理機関が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行わなければならない。

資料2 国立大学運営法案

（昭和三十七年十二月作成）

第一章 総則

第一条（この法律の目的）この法律は、大学自治の適正な運営を図り、国立大学（以下、「大学」という。）がその本来の目的を達成するため、大学における学長、副学長、学部長等の職務及び評議会、教授会その他大学の運営に関与する機関の組織、所掌事項等について規定することを目的とする。

第二条（大学運営の基本）大学は国の研究教育機関としての使命と責任を自覚し、その運営を総合的かつ効果的に行うとともに、国



家社会の要請と期待に応じるようにしなければならない。

2 文部大臣は、大学の運営に関し、この法律又は他の法令に定める権限を行使するに当つては、国民に対する責任と大学自治の尊重を基本として、じゅうぶん慎重を期さなければならない。

第二章 学長、副学長、学部長等

第三条（学長等の職務）学長は、当該大学の総括的責任者として、その運営に当る。

2 学長は、当該大学の評議会をその他大学の運営に参与する機関との連けを保つことによつて全学の総合調整を図るとともに、その指導的機能を果さなければならない。

3 副学長は、教育及び研究に関する計画の立案、推進等について学長を補佐する。

4 学部長及び学部以外の部局の長は、当該学部又は部局の責任者としてその運営に当るとともに、大学の運営が円滑に行なわれるようにしなければならない。

第四条（学長等の任期等）学長の任期は、四年を基準とする。

2 副学長は、その任命の際に在任する学長の任期中在任するものとする。

3 部局長の任期は、二年を基準とする。

4 学長、副学長及び部局長は、再任されることができる。

### 第三章 評議会

第五条（設置及び組織）大学に評議会を置く。

2 評議会は次の各号に掲げる者をもつて組織する。

一 学長

二 副学長

三 学部長及び教養部長

四 各学部及び教養部の教授のうちから任命される評議員

五 大学の規定で定める第三号以外の部局長

3 前項第四号の評議員の数は、各学部又は教養部ごとに二人とし、大学の事情により五人まで増加することができる。

4 大学の事情により、附置研究所のうちから任命される評議員を評議会の構成員に加えることができる。

第六条（評議員の任命及び任期）前条第二項第四号及び第四項の評議員は、学長の申出に基づいて文部大臣が任命する。

2 評議員が教授の職を失つた場合には、当然に評議員の職を退くものとする。

3 評議員の任期は、二年とする。ただし、再任されることができる。

第七条（所掌事項）大学における次の各号に掲げる事項は、評議会の審議を経なければならない。

一 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項

二 予算概算の方針に関する事項

三 学部、教養部、学科、大学院及び附置研究所その他教育及び研究に関する重要な施設廃止に関する事項

四 教官の人事の基準に関する事項

五 学生定員に関する事項

六 学生の厚生指導及びその身分に関する重要事項

七 学部その他の部局の連絡調整に関する事項

八 その他大学の運営に関する重要事項で学長が必要と認める事項

2 評議会は、前項に掲げる事項のほか、この法律及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定により、その権限に属せしめられた事項をつかさどる。

第八条（議事及び運営）評議会の会議は、学長が招集し、これを主宰する。

2 前項に規定するものの他、評議会の議事及び運営の方法については、評議会の議を経て学長が定める。

### 第四章 教授会等

第九条（教授会の設置及び組織）学部、教養部及び附置研究所（以下本章中「学部等」という。）に教授会を置く。

2 教授会は、学部等の長及び当該学部等の教授の全員をもつて組織する。

3 講座又は学科目等に教授を欠く等の事由により、特に必要があるときは、評議会の議に基づき学長の承認を受けて、助教授又は常勤講師を教授会の構成員に加えることができる。ただし、教授会の組織及び教官の人事に関する事項を審議する場合には、この限りではない。この場合において、学部等の長は、必要があると認めるときは、助教授又は常勤講師を教授会に出席させ意見を述べさせることができる。

第十条（教授会の所掌事項）学部における次に掲げる事項は、教授会の審議を経なければならない。

一 学科、講座、学科目及び学部附属の教育施設の設置廃止に関する事項

二 教育課程の編成に関する事項

三 学生の入退学、試験、卒業に関する事項

四 学生の厚生指導及びその身分に関する事項

五 その他当該学部の教育及びその身分に関する事項

2 教養部における学科目の設置廃止、学生の試験その他教育及び研究に関する事項で学長が評議会の議を経て定める事項は、教授会の審議を経なければならない。

3 附置研究所における研究及び運営に関する重要事項で当該附置研究所の長が必要と認める事項は、教授会の審議を経なければならない。

4 教授会は前三項に掲げる事項の他、この法律及び教育公務員特例法の規定により、その権限に属せしめられた事項をつかさどる。

第十一条（教授会の議事、運営）教授会の会議は、学部等の長が招集し、これを主宰する。

2 前項に定めるものの他、教授会の議事及び運営の方法については、教授会の議を経て、学部等の長が定める。

第十二条（代議員会）学部の規模が大きく、又は学部の施設が地域的に分散している等のため、教授会の開催又運営に困難がある場

合は、文部大臣の承認をうけて、代議員会を置き、教授会の行なうべき事項を行なわせることができる。

2 代議員会は学部長の申出により学長が指名する代議員をもつて組織する。

3 第十一条の規定は、代議員会の議事及び運営の方法について準用する。

第十三条（教養部運営協議会）学長が評議会の議を経て定めるところにより、教養部を置く大学に教養部運営協議会を置く。

2 教養部における教育方針、教育内容、その他各学部との連絡調整に関する重要事項は教養部運営協議会の審議を経なければならない。

第十四条（大学院の研究科委員会）大学院の研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、当該研究科の教育指導を担当する教授の全員をもつて組織する。

3 研究科における研究科担当教官の選定、学生の身分、学位の授与、その他教育及び研究に關し必要な事項は、研究科委員会の審議を経なければならない。

4 研究科委員会の議事及び運営の方法については、研究科委員会が定める。

第十五条（学外者を加えた機関）大学はその教育又は研究に關し、当該地域社会との連けを深めるため必要があるときは、当該大学の職員及び当該大学の職員以外の者で広い経験と知識を有するもの又は専門的な学識を有するものの中から、学長が委嘱するものをもつて組織する機関を設けることができる。

### 第五章 雑則

第十六条（報告）この法律の定めるところにより、学長が評議会、教授会その他の機関に関する組織、議事及び運営の方法について定めるときは、文部大臣に報告しなければならない。

中教審答申原案

(昭和三十七年六月)

。文部大臣の権限についての答申要約

学長、学部長、教員の任命にあつて不適当と認めるときは、中央機関に諮つた上、大学に再選考を求めらる。学長、学部長が教員の不利益処分について文部大臣は、大学に對し措置を求めらるることについての審査を中央機関に要請することができらる。

。中央機関についての答申要約

中央の機関を設置、これは、高等教育機関の計画的設置、大学における教育研究に關する基本的方策について審議。文部大臣が学長、学部長、教員の候補者を不適当と認めるときは、この機関に諮つて大学に再選考を求めらる。なおこの機関は、文部大臣の要請に応じて学長、教員の不利益処分に関し大学に對し措置を求めらるることについて審査を行なうものとする。

資料 3

高次福祉社会のための高等教育制度

経済同友会(昭和四四・七〇・七八)

8 大学制度改善の提案

一、略

一、大学をすべて法人とし、理事会制度を導入して、責任体制を確立する。

今回の大学紛争を通じてもつとも顕著にあらわれた制度的欠陥は、責任体制が不明確であること、管理運営上に多くの問題があることであつた。とくにこの点は、現行法では性格の明確でない国立大において著しく、それがさらに管理運営や財政に關する大学と文部省間の権限や責任の所在を不明確にして、両者間の相互不信を助長する原因ともなつてゐる。したがつて、当面は国立大学を特殊法人とし、理事会制度をその大学の歴史と伝統に見合つた形で導入して、この点の是正を図るべきである。

すか否かは一つにかかつてゐる点を改善することをあつと考へるの

で、教授人事の契約制の実現を強く望みたい。また、学外者の参加を認めた理事会制度と終身制の廃止こそ現代社会における真の意味の大学の自治を維持することになる道であると考えらる。もし大学が体制批判の場として社会に刺激を与える機能を有効に果たす決意があるならば、社会と一定の距離を保ちつつも、常に社会に開かれていなければならぬ。大学自体が大学人の利益擁護という色彩を持つていてはそこから出る体制批判も、その前提となる思想の自由も、大学の自治も社会に訴へる厳しさを欠くであらうし、国民の支持も得ることにはできないからである。

八、大学の管理運営専門家の養成に本格的に取り組むべきである。本規模化、大衆化、多様化という大学の姿の事実に即して、各大学が自らの特性を生かす競争的発展を遂げるには、責任体制の確立と同時に、それを補佐する管理運営の専門家が必要とする。不幸にしてわが国においては大学の管理運営は文部省の予算面、法制面の監督行政と同一視されてゐるのが現状であるが、法人組織としての大学が健全な発展を期するには、プランニングとマネジメントの能力を持つた専門職の機能が不可欠であり、この養成に本格的に取り組む必要がある。各大学が学外の有識者を含む理事会と、管理運営の専門的スタッフを擁するようになれば、大学と文部省との間の責任関係も明確になり、したがつて、現状のごとき相互不信を打開できよう。また、これによつて、それぞれの大学が独自の発展計画と自主的な予算の執行を通じて、個性ある大学を作り上げることも可能になるのであるから、実質的な大学の自治の第一前提もここにありわけである。

10 国家教育計画会議の提唱

一、略

以上のような観点から、われわれは首相直屬の機関として、国家教育計画会議を設置することを提唱したい。国家教育計画会議は第一に、各界有識者の英知を結集して、高次

大学が今後の発展を期する道は、小規模な村落共同体ともいへば伝統的な大学の姿に「回帰」することではなく、大規模化、多様化という変貌を促した社会的構造変化を真向うから受け止めて脱皮を図ることにあるとすれば、責任者の選出方法と管理体制も根本的に改善されなければならない。教育、研究面の能力、経験は、行政、管理面の能力、経験とは必ずしも合致するものではなく、また、社会に開かれた大学の再生を図るためにも、大学が自ら選抜、委嘱する学外の学識経験者を多数含んだ理事会制度を確立し、責任体制を明確にする必要がある。

二、将来は、大学の国、公、私立の区別を廃止して、大学に対する民間、公共資金の導入を平準化する。

後段に主張するように、大学の多様化を進める必要があるが、それは設置者の種別による多様化ではなく、それぞれの大学の個性による多様化でなければならぬ。したがつて将来は大学の国、公、私立の区別を廃止し、大学に対する民間、公共資金の導入も個々の大学の特殊性に応じたものとし、現在のような偏りを是正して、平準化すべきである。これによつて前述のような格差を埋めることも可能となるし、わが国社会の官学偏重の風潮を打破する第一歩を踏み出すこともできる。

このような制度に移行する過渡的措置として、国立大学については「大学設備信託公社」を設置し、当面はこれに大学財産を寄託し、一定期間の後に、学校法人に移管するなどの方法も考へる必要がある。

四、教授人事の終身雇用制を廃止して、契約制とする。

終身雇用制と講座制に基づく教授会人事は大学人の保身の色彩が強く、その非民主的体質は現在の学生がもつとも鋭く指摘してゐる点でもある。こうした大学の閉鎖性と独善性が、前項に指摘した管理運営面の欠陥を生み出している他、新しい学問研究の発展を妨げているという面もある。

われわれは社会の寄託に応えるように大学が新しい活力を生み出

る。第二にこの会議は、教育政策を国家の基本的政策として位置づけ、各省担当の長期予測や政策方向と密接に關連した、長期教育計画を策定し、上記の基本的方向に進む具体的経路を示すべきである。

第三に、これからの社会においては、社会全体の教育費は社会の存続と発展のためのコストと考へられるべきであるから、教育政策を支える財政的裏づけを示す必要がある。このために、いくつかの長期経済成長予測に応じて、どれだけの資源を教育費に振り向けるかを明らかにすべきである。

資料 4 大学の運営に關する臨時措置法(抜粋)

(昭和四四・八・七)

第一条(目的) この法律は、大学の使命及び社会的責務並びに最近における大学問題の状況にかんがみ、大学紛争が生じてゐる大学によるその自主的な収拾のための努力を主眼としてその運営に關し緊急に講ずべき措置を定め、もつて大学における教育及び研究の正常な実施を図ることを目的とする。

第二条(定義) この法律において「大学紛争」とは、(大学教育法第二十二條法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。以下同じ。大学の管理に關する施設の占拠または封鎖、授業放棄その他の学生(これに準ずる研究生等を含む。以下同じ)による正常でない行為により、大学における教育、研究その他の運営が阻害され

ている状態をいう。第三条(学長等の責務) (一)大学の学長、教員その他の職員は、当該大学の正常な運営とその改善に意を用い、当該大学に大学紛争が生じたときは、全員が協力してすみやかにその収拾を図るよう努めなければならない。

② 大学紛争が生じている大学の学長は、当該大学の最高責任者として、当該大学紛争の収拾にあつては、指導性を發揮して全学的に職員の意思の統合を図り、その収拾に関する方針および措置を決定し、これを推進するように努めなければならない。この場合において、当該大学の管理に属する施設、設備その他の財産が本来の目的に従つて管理され及び保全されるように適切な措置を講じなければならない。

③ 大学紛争が生じている大学の学長その他の機関は、当該大学紛争に係る問題に関し、ふさわしい領域内において提起される当該大学の学生の希望、意見等を適切な方法によつて聞くよう努め、これらの希望、意見等を適切な方法によつて聞くよう努め、この運営の改善に資すると認められるものについては、その講ずべき措置に反映させるように配慮しなければならない。

④ 大学紛争が生じたときは、直ちに文部大臣にその旨および当該大学紛争の状況を報告しなければならない。

⑤ 文部大臣は、前項の国立大学の学長に対し、当該大学の大学紛争の状況並びに当該大学紛争の収拾および当該大学の運営の改善のため講じた措置および講じようとする措置について、必要に応じ報告を求めることができる。

⑥ 文部大臣の報告(一) 文部大臣は、大学紛争が生じている国立大学(以下「紛争大学」という)の学長に対し、当該大学紛争の収拾および当該大学の運営の改善のため講ずべき措置について、臨時大学問題審議会にはかり、必要な報告をすることができ、

⑦ 前項の報告は当該大学における大学紛争の自主的かつ妥当な収拾および当該大学の運営の改善のための努力をたすけるようなものでなければならない。

⑧ 第一項の報告を受けた紛争大学の学長および当該大学のその他の機関は、その報告を尊重し、報告に係る措置の実施に努めなければならない。

第六条(運営機関等の特例) ① 紛争大学において、その大学紛争の収拾および大学運営の改善に関する措置を迅速かつ適切に決定し、および執行するため必要があると認められるときは、学長は評議会(これを置かない大学にあつては教授会。次項において同じ)にはかり、次の措置をとることができる。

一 次に掲げる機関を設ける。  
イ 副学長その他の学長を補佐する機関  
ロ 大学紛争の収拾及び大学運営の改善に関する事項について審議する機関

ハ 大学の運営に関する事項を管理し、および執行する機関  
ニ 学校教育法および教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)に規定する機関で当該大学に置かれるものの職務および権限の一部を学長みずから、もしくはこれらの機関のうち審議する機関の職を兼ねることなく行なうこととし、またこれらの法律に規定する機関のうち他の機関もしくは前号の機関に行なわせるものとする。VI

② 紛争大学においては、学長は、評議会にはかり、当該大学の大学紛争の収拾および運営の改善に関する諸問題について意見を聴取し、または協議するための会議を設けることができる。

③ 第一項第一号イまたはハに掲げる機関の設置およびその他の機関に対する同項第二号の措置は、学長があらかじめ文部大臣に協議して行なうものとし、同項第一号に掲げる機関(同項第一号ロに掲げる機関にあつては、同項第二号の措置がとられるものに限る。)またはその構成員の任命は学長の申出に基づき、文部大臣が行なうものとする。第一項第一号に掲げる機関の構成員には、当該大学の職員のほか、当該大学の職員以外の者で学識経験を有するものを加えることができるものとし、第二項の会議には、これらの者、またはふさわしい領域の問題について当該大学の学生を代表する者を参加させることができるものとする。

④ 第七条(教育等の休止および停止) ① 紛争大学の学長は、大学紛争を収拾するため必要があると認めるときは、大学紛争が生じてい

る学部、教養部、大学院研究科その他の部局または組織(以下「学部等」という)における教育および研究に関する機能の全部または一部を、六カ月以内の期間、休止することができる。この場合において、やむを得ない事情があるときは、その期間を三カ月以内において延長することができる。

② 紛争大学の学部等において大学紛争が生じた後九カ月以上を経過した場合または学部等の大学紛争が収拾された後一年以内に同一の学部等において再び大学紛争が生じた後六カ月以上を経過した場合においてなおこれらの大学紛争の収拾が困難であると認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見を聞いたうえ、臨時大学問題審議会の議に基づき、当該学部等における教育および研究に関する機能を停止することができる。この場合においては、当該大学の学長に対し所要の措置をとるよう指示するものとする。

③ 前項の措置がとられている紛争大学の当該学部等における大学紛争が収拾されたと認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見を聞いて、当該学部等に係るその措置を解除しなければならない。

### 資料5 中教審最終答申

中央教育審議会(昭和四六・六〇・一一)

今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策

#### 第一編 学校教育の改革に関する基本的構想

#### 第三章 高等教育の改革に関する基本的構想

#### 第一 高等教育改革の中心的課題

一 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請

これからの高等教育機関は、全体として、一方では多数の国民のさまざまな要求に應ずる教育を効果的に提供するとともに、他方では学術研究の水準を高め、あわせてそれを継承発展させる教育、研究者を育成するという役割を果たすことができるよう整備充実され

なければならない。

#### 三 高等教育の内容に関する専門化と総合化の要請

これからの高等教育は、中等教育と密接な関連を保ちながら、将来の社会的進路に応じた高度の専門性を身につけるのに役だつとともに、時代の進路に即応して複雑な課題の解決に取り組む総合的な能力と基礎的な教養を養うものでなければならない。

#### 四 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性

高等教育機関においては、教育・研究活動に対してそれぞれの専門的な判断を尊重する自由なふんい気が保障されなければならないが、同時に、その専門の細分化によつて組織がしだいに複雑化し、規模も巨大化する傾向にかんがみ、組織・編成を合理化するとともに効果的な管理機能を確立して全体としてのまとまりを確保することがいつそう重視されなければならない。

#### 五 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助

学術の教授と研究を重要な使命とする高等教育機関においては、その研究と教育の活動を自主的に行うための制度的な保障が必要であるが、同時に、その自主性を強調するあまり、社会から遊離してその社会的な使命をじゆうぶんに果たさなくなつたり、閉鎖的な独善に陥る傾向がみられる。今後は開かれた大学として、教育・研究活動が内部から衰退しないような制度上のくふうが必要である。

調整の必要性  
高等教育機関の整備充実を進めるにあつては、当事者の自発的な創意と努力が尊重され、それが生かされるような制度的な配慮を加えるとともに、国民全体の立場から計画性をもつて調整と援助を行うことが必要である。

#### 第二 高等教育改革の基本構想

#### 一 高等教育の多様化

今後におけるわが国の高等教育の多様化をはかるため、次に示すとおり、教育を受ける者の資格および標準的な履修に必要な年数に

よつて高等教育機関を種別化するとともに、教育の目的。性格に応じて教育過程の類型を設けることが望ましい。同時に、それらの種別および類型の間では、学生が必要に応じて、容易に転学できるような体制が用意されるべきである。

(1) 第一種の高専教育機関（仮称「大学」）  
後期中等教育を修了した者に対して、3-4年程度の教育を行う高専教育機関であつて、その中に、おおむね次のような教育過程の類型を設けるものとする。

(4) 将来の社会的進路のあまり細分化されない区分に応じて、総合的な教育過程により、専門的な教養を身につけさせようとするもの（総合領域型）。

(13) 専攻分野の学問体系に即した教育課程により、基礎的な学術または専門的な技術を系統的に修得させようとするもの（専門体系型）。

(10) 特定の専門的な職業に従事する資格または能力を得させるため、その目的にふさわしい特色のある教育過程と特別な修練により、職業上必要な学識と技術を身につけさせようとするもの（目的専修型）。

(2) 第二種の高専教育機関（仮称「短期大学」）略  
(3) 第三種の高専教育機関（仮称「高等専門学校」）略  
(4) 第四種の高専教育機関（仮称「大学院」）略  
(5) 第五種の高専教育機関（仮称「研究院」）略

五、教育組織と研究組織の機能的な分離  
高等教育機関における教員の教育と研究の活動の調和をはかるため、すべての高等教育機関の教育組織は、まず、学生の教育を実施するための組織として整備されなければならない。同時にすべての教員に対しては、その高等教育機関の目的。性格にふさわしい研究の環境が用意されるべきである。この場合、第四種および第五種の高専教育機関（「大学院」および「研究院」）では、教育上の組織と研究上の組織とを区別して、それぞれ合理的に編成されることが

望ましい。それによつて教員の任務が具体的な場面に即して明確にされ、教育と研究のそれぞれの目的に応じた協力体制が確立される必要がある。

七、高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化  
高等教育機関は、学校経営上の必要だけから巨大化したり、それ自体が完結した研究機関にならうとすることを避け、教育機関としてまとまつた活動を行なうのに適した規模のものとするべきである。研究上の必要のためには、高等教育機関や研究所の間に連携協力の関係を結んで活発に交流できるようにすべきである。

高等教育機関の管理運営については、その内部組織の割拠を避けるとともに、学の内外におけるさまざまな影響力によつて、その教育。研究の一体的。効率的な活動が妨げられることなく、自主的。自律的に運営できる体制を確立すべきである。そのためには、教務。財務。人事。学生指導などの全学的な重要事項については、学長。副学長を中心とする中枢的な管理機関による計画。調整。評価の機能を重視するように改善を加える必要がある。また、そのための適当な機関に学外の有識者を加えたり、適当な領域の問題について学生の声を聞いたりして、管理運営を積極的に改善する契機とすることもよくふつすべきである。

#### 八、教員の人事。処遇の改善

高等教育機関は、その目的。性格と教育または研究の組織上の地位とにふさわしい者を教員として確保するとともに、人事の閉鎖性から教育。研究活動の停滞が生じることを防止するため、教員の選考や業績評価については学外の専門家の参与を求め、同じ地位にとどまる場合にはその任期に限度を設け、同じ学校の出身者を採用する場合の数を制限するなど、人事の取り扱いに特別のくふうが必要である。

同時に、優秀な人材を高等教育機関に吸収するとともに、広く学外との人物交流を容易にするため、教員の給与および処遇を抜本的に改善する必要がある。なおその場合、教員の教育的努力を助長す

るような給与制度とすることが望ましい。

#### 九、国。公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向

高等教育機関のうち、とくに国。公立の大学は、現在の制度では広義の行政機関としての性格をもつものとされながら、その運営に特別な配慮が必要なため、その設立者である国または地方公共団体の管理権との関係において問題を生じやすい状態にある。また、そのような設置形態のためにかえつて大学が制度上の保障の上に安住し、自律性と自己責任をもつて管理運営されるようになることが妨げられているともみられる。そこで今後は、それらの大学が設立者との関係を明らかにするとともに、真に自律性と自己責任をもつて運営されるものとなるためには、次に掲げる二つの方法があり、それぞれ大学の目的。性格にふさわしい方向に改革することが望ましい。

(1) 現行の設置形態を改め、一定額の公費の援助を受けて自主的に運営し、それに伴う責任を直接負担する公的な性格をもつ新しい形態の法人とする。

(2) 大学の管理運営の責任体制を確立するとともに、設置者との関係を明確化するため、大学の管理組織に抜本的な改善を加える。

#### 十三、大学入学者選抜制度の改善の方向

大学入学者選抜制度がわが国の学校教育全般に及ぼす重大な影響にかんがみ、今後は、中等教育の段階で、その本来の目的に応じた者の学習成果が公正に評価され、選抜に合格することだけを目的とした特別な学習をしないでも、能力。適正に応じた大学に入学できるようにすることを目標として、大学入学者選抜制度の改善をはかる必要がある。その場合、選抜方法の改善については、次のような考え方をとるべきである。

(1) 高等学校の学習成果を公正に表示する調査書を選抜の基礎資料とすること。

(2) 広域的な共通テストを開発し、高等学校間の評価水準の格差を補正するための方法として利用すること。

(3) 大学がわがが必要とする場合には、進学しようとする専門分野においてとくに重視される特定の能力についてテストを行ない、また論文テストや面接を行なつてそれらの結果を総合的な判定の資料に加えること。

#### 第二編、今後における基本的施策のあり方

##### 第一章、総合的な拡充整備のための基本的施策

一、新しい学校体系の開発と現行学校教育の内容的な充実  
政府は、今後の初等。中等教育の段階における学校制度の改革は、実証的な研究を基礎として段階的に推し進めることを基本方針とし、将来の学制改革の基礎となる新しい学校体系の開発を目的とする先導的な試行に着手するとともに、現在の学校教育の内容的な充実を努めるべきである。

##### 二、教育改革の推進と教育の質的水準向上のための研究開発

政府は、今後の社会において教育が重要な役割を果たすためには、教育の理論。方法の発展によつて、教育改革の適切な推進と教育の質的水準の向上をはかることが緊要な課題であることに留意し、関連学問領域の総合的な連携のもとに、教育者。研究者。行政担当者との協力による研究開発を、強力に推進できる体制を確立すべきである。

##### 三、教員の資質の向上と処遇の改善

政府は、教育の実質を決定する最大の要素が教員の資質であることとを考慮し、教育に関する研究開発の成果にもとづき、教員が意欲と使命感をもつていきいきとした活動を展開するよう、その養成。研修。再教育の体制を整備すべきである。また、そのためには、教員の職制。給与。処遇をそれらにふさわしく改善しなければならない。

##### 五、国。公立大学の管理運営に関する制度的な改革

政府は、これまでの国。公立大学の管理運営には幾多の欠陥のあることが指摘されており、その根底には、現行の設置形態がかえつて真に大学の自律性と自己責任による運営の発展を妨げている面も



あることに留意し、前項による高等教育の改革を推進する過程において、学内管理の合理化と新しい理事機関の設置または大学の法人化のために必要な法制の整備を促進すべきである。

七、教育制度における閉鎖性の是正

政府は、義務教育以後の学校教育では、個人の特性の分化に依りて効果的な教育が行なわれるよう、教育内容、教育過程の多様化を進めるとともに、個人の能力と学習意欲に応じて適切な履修が容易になるよう、学校間の移動と進学の道をひろくことに努めるべきである。また、学校教育の機会を一定の年齢層の者だけに限ることなく、必要に応じて適時教育が受けられるよう、その機会をできるだけ広く国民に開放すべきである。

八、大学入学者選抜制度の改革

政府は、大学入学者選抜制度が、学校教育全般の適切な運営を保障し、教育の社会的な役割が正しく発揮されるようにするうえに、重大な影響のある公共的な制度であることにかんがみ、これまでの慣行による弊害をすみやかに是正するため、本審議会の提案の方向に向かつて、関係者の積極的な努力を助長しながら制度的な改革の実現を促進すべきである。

資料6 1972年6月7日付朝日新聞朝刊

「休学者、長欠者の十分な管理求める 文相 京大総長へ」

前田京大総長は六日夜、文部省に高見文相をたずね、テルアビブ空港乱射事件に関係した京大の二学生について事情を説明するとともに、「ご迷惑をかけて申し訳ない」と遺憾の意を表明した。これに対し高見文相は「休学者、長欠者などの管理に大学として十分な措置を考えてほしい」と述べたあと、朝霞の自衛官殺害事件で指名手配されている経済学部助手竹本信弘（筆名滝田修）の問題にふれ、「

大学が放置してよいのか。給料を払っているのをおかしい」と大学が何らかの措置をとるよう要請した。前田総長は「常態とは思っていないが、学外研修といった慣習もあり、対策に苦慮している」と答えた。前田総長はそのあと記者会見し、休学者や長欠者の動向をつかむことは必要だと考えているが、京大には「本人の自覚に待つ」という伝統もあり、なかなかむずかしい」と苦悩の表情だった。

資料7 1972年11月10日付朝日新聞

「大学運営 新管理体制が必要 文相 早大 リンチ事件で発言」

稲葉文相は十日閣議後の記者会見で、早大生リンチ殺人事件に関連し、「いまの大学の管理運営体制ではこの種の事件を根絶できない。次の通常国会に出す筑波新大学の設置には新しい管理運営体制を盛り込むことにし、その法案の効果を見たいうえで、恒久的な大学管理運営法の立法案を考えたい」と、次のように語った。

「大学内の内ゲバで学生が死亡することは重大だ。しかし、現在の大学では教授会の権威が失墜、学生補導やキャンパスの正常な運営ができていない。こんどのような事件は、司法権発動以前の段階である。事務当局に命じ、今回の事件で早大当局がどのような手を打ったか究明したい。」

「学生の集団暴力事件は最近少ないが、ゲリラ的な殺人事件はいまの管理運営体制では根絶できないだろう。四十九年開校予定の筑波新大学ではこうした点を考慮し、学外者で構成する参与会などマンモス大学にふさわしい管理運営体制を確立する考えで、このための法案を次の通常国会に提出する。」

「この筑波新大学の管理運営体制を世に問い、その効果を見たいうえで、恒久的な大学管理運営法を制定したい。現行の大学運営臨時措置法は四十九年八月で期限立法の期限が切れるが、期限を延長する

だけの措置では、この種の事件を根絶することはできないからだ。

口頭試問制度を採用する必要がある。

「追加」資料5 X頁

「六、教育の機会と教育条件の保障に関する総合的な施策 政府は、すべての国民に対してその能力に必ず教育の機会を均等に保障するとともに、教育条件のいちじろしい格差が生じないよう措置することに、その重大な任務があることに留意し、奨学制度の充実、必要な教育機関の拡充と適正な地域配置および私立学校に対する助成について、抜本的な施策を講ずべきである。

資料8 1972年11月2日朝日新聞朝刊

「国立大学教官に任期を 口頭試問で活動家 阻止 文相演説」

稲葉文相は二十四日午後、埼玉県熊谷市太井公民館で行なわれた自民党候補応援演説会で早大のリンチ殺人事件などに触れ、「国立大学の教官に任期制を採用するなど、大学改革を推し進めるため、教育公務員特例法を改正したい。この方針は近く開く国立大学協会総会などで正式に明らかにする」と、要旨次のような意向を述べた。

「国立大学の教官は、教育公務員特例法により、一度教授になつたら、ずっと身分が保障されているが、これはおかしいので同法の改正案を選挙後の特別国会に出したい。教官に任期制を取り入れ、助教は三年間、教授は五年間とし、この間に論文などの業績審査をしてチェックする。これは学園の管理に必要な方策で、日本列島改造教育版といふべきものだ。

「大学は、学問をするところで、構内にヘルメットやゲバ棒を持ち、覆面して入ってくるような学生は、学問する意思がないものだ。大学はこうした学生を退学処分にするべきだ。

「大学入試で政治活動を目的とする受験者をチェックするため、

資料9 東京大学「教官自己規律に関する報告」 (抜粋)

一九七二年十月十七日、改革室(加藤一郎室長)が提出し、十二月十九日評議会によつて採決された。

一、教官の職務分担について(略)

二、教官の人事について

- 基本的考え方
- (1) 教授および助教の任用人事を厳格化する。この際、競争原理を導入し、教官の移動性を高める。
- (2) 教授は、その在任期間が一定年限に達した時点において改めて業績評価を受ける。

## 2. 具体的内容

(1) 助教授の任用 候補者の中から当人の学問的業績の将来性、可能性を中心に審査選考する。助教授任用の人事には、教授および助教授が参画する。

(2) 教授の任用 研究者、教育者としての業績および能力が重視されることは勿論であるが、これに加えて研究組織者あるいは管理者の能力があわせて考慮される。教授任用の人事には、教授が参画する。

(3) 教授の業績評価 在任期間が一定年限（たとえば十五年）に達した教授は、改めてその業績が評価される。この業績評価には、教授および助教授が参画する。

(4) 任用の決定および業績評価の機関 任用の決定および業績評価は、原則として第一次および第二次にわけて行なわれる。嚴格にして公平な審査。評価が行なわれるためには、実質的にそれにあたる機関が適正な規模をもつようにすることが特に必要である。

## 3. 解説 (1) 経緯

大学の教官について身分保障の制度が国内外を通じてひろく行なわれている。これは、大学における学問の自由を保障するために必要であるからである。しかし『第一次報告書』も指摘したように、「教官に対するこのような身分保障、ことに停年退職にいたるまでの身分保障は、ときに教官の研究、教育の意欲を殺ぎ、『学問の自由』の保障が、『学問をしない自由』の保障に転化し、無能怠慢な教官が退職まで研究、教育を怠りながらその地位にとどまり、安逸をむさばることを可能ならしめる危険性を内包している」(一六五頁)ことに目を向けねばならぬ。このような危険性を防ぐために、一定期間ごとの資格審査あるいは教官の地位について任期制を設けることの必要制がさまざまな形で主張された。たとえば『第一次報告書』には「一定の任期（たとえば5年ないし10年）を定め、その任期の終了したときには原則として同一地位に再任しないという制度が考えられる。」(一六六頁)とある。

しかし、この実行にあたってはきわめて困難な問題を含んでいることも認識され、この問題についての確定的な結論には達しなかつたことが述べられている。(以下略)

(2)。(3)。(4)。(略)

一 教官の停年制について(停年引下げ案の検討) (略)

二 教官の定期報告について(教官の自己規律を目的として専任講師以上の教官が個人ごとに、二―三年ごとに、一 研究 二 教育

三 管理運営に関する活動および 四 専門分野に関連する学外での諸活動をまとめて報告し、公表する) (略)

1973年 1月 01日

新 京 報 印 刷 行 啓

〒606 京都府左京区西田本町

TEL 075-751-2111 (四線) 2570

製版部 印刷部 組立部